

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9224)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定の取消し、停止
概要	地方自治法第244条の2第11項に定めるところにより、指定管理者に対してその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第244条の2第11項
処分基準	地方自治法 (公の施設の設置、管理及び廃止) 第244条の2 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
ホームページ	—
備考	